



福祉医療費受給者証更新のお知らせ

問 市民課国保年金係 ☎62-1118

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が令和2年7月31日の方は使用できなくなります。

○対象者には7月末までに新しい受給者証を送ります。
 ○8月以降に病院で受診される際は、有効期限を確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
 ○市で令和元年(平成31年)中の所得が把握できない方(令和2年1月2日以降の転入者、未申告者)は、前住所地より、所得課税証明書の取り寄せや申告を行う必要があります。該当する方には別途通知します。

《次の方はご相談ください》

要相談

○65歳以上かつ身体障害者手帳4～6級をお持ちの方で、福祉医療費受給者証をお持ちでない方
 →国保加入者や社保被扶養者で、本人や世帯員の所得が基準額内の場合、福祉医療の対象となります。
 ○高校生世代以下(18歳に達する日以後で最初の3月31日を迎えていない者)で、両親の一方が身体障害者手帳1～2級程度の障害を有している場合(すでに福祉医療受給者証をお持ちの方含む)
 →「ひとり親家庭」の要件に該当した場合、福祉医療の対象となり、高校生も医療費が無料となります。
 ※障害の程度によります。
 ※福祉医療を受けるためには必ず交付申請が必要ですが、さかのぼって申請はできませんのでご注意ください。

《次の場合は手続きが必要です》

要手続

○加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更になった場合
 【必要なもの：保険証、印鑑】
 ○県外の医療機関で受診した場合
 【必要なもの：領収書、受給者証、保険証、通帳、印鑑】
 ◇県外では福祉医療は適用されませんが、申請により後日払い戻します。忘れずに手続きをお願いします。
 ◇入院時の食事代、病衣代、個室差額代、診断書料金等は福祉医療の対象外となります。

学校、幼稚園、保育所で怪我等の場合は、災害共済給付の申請手続きを!

学校、幼稚園、保育所の管理下で怪我等をした場合

(例：部活動中の怪我・学校行事中の怪我等)、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の支給を受けられる場合があります。

①医療機関での支払い
 (健康保険の自己負担割合に応じた額)福祉医療費受給者証を使用せずに、病院や薬局で自己負担額をお支払いください。

②災害共済給付の申請
 学校や保育園の先生に確認して、必要な書類を提出してください。

③災害共済給付の支払い(4割の還付)
 災害共済給付は、総医療費に対して、自己負担相当額とお見舞金で合計4割が戻ります。

④災害共済給付の対象とならなかった場合
 福祉医療支給申請を行ってください。

福祉医療費支給申請の方法

〈申請に必要なもの〉 ・領収書・診断書または指示書(補装具を作成した場合)・福祉医療費受給者証・健康保険証(受給者本人のもの)・通帳(保護者)・印鑑	〈申請先〉 北秋田市役所 市民課国保年金係 ☎62-1118 (各総合窓口センター・出張所でも申請できます。) ※郵送での申請も可能ですので、ご希望の場合は上記の問合せ先までご連絡ください。
---	---

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月から令和3年3月までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、便利でお得な口座振替でも納付することができます。

納付には「口座振替」が便利です

毎月の保険料は、翌月末までに納めることとなりますが、「口座振替」を利用すると、自分で納めに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。口座振替納付申出書は年金事務所または日本年金機構のホームページにあります。ご希望の場合は、口座振替をする金融機関またはお近くの年金事務所へご提出ください。
 ※年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)、通帳、通帳届出印が必要となります。

国民年金保険料の免除制度について

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、納付が難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、納めることができない場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。
 ※学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除の場合、保険料を納付しないと未納期間となりますので必ず減額された保険料を納めてください。

納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

●免除・猶予制度の申請方法は…
 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所または年金事務所に提出してください。
 過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)まで免除申請ができます。
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによって国民年金保険料の納付が困難な場合は、窓口にてご相談ください。

老後の備えは大丈夫ですか？
国民年金基金がお手伝いします

国民年金基金は、老齢基礎年金の上積み年金として給付を行う、公的な年金制度です。掛金全額が「社会保険料控除」になるほか、税制面でも優遇されたいへん有利な制度です。誰にでも必ず訪れる「老後」の備えとして、詳しい資料をご覧ください。

【お問合せ】秋田県国民年金基金 ☎0120-65-4192

国民年金保険料の免除制度

7月から「令和2年度国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請受付がはじまります

【お問合せ】

市民課国保年金係	☎62-1118
合川総合窓口センター	☎78-2112
森吉総合窓口センター	☎72-3115
阿仁総合窓口センター	☎82-2112
鷹巣年金事務所国民年金課	☎62-1490

